JAMTジャーナル

1991.7月

No.1

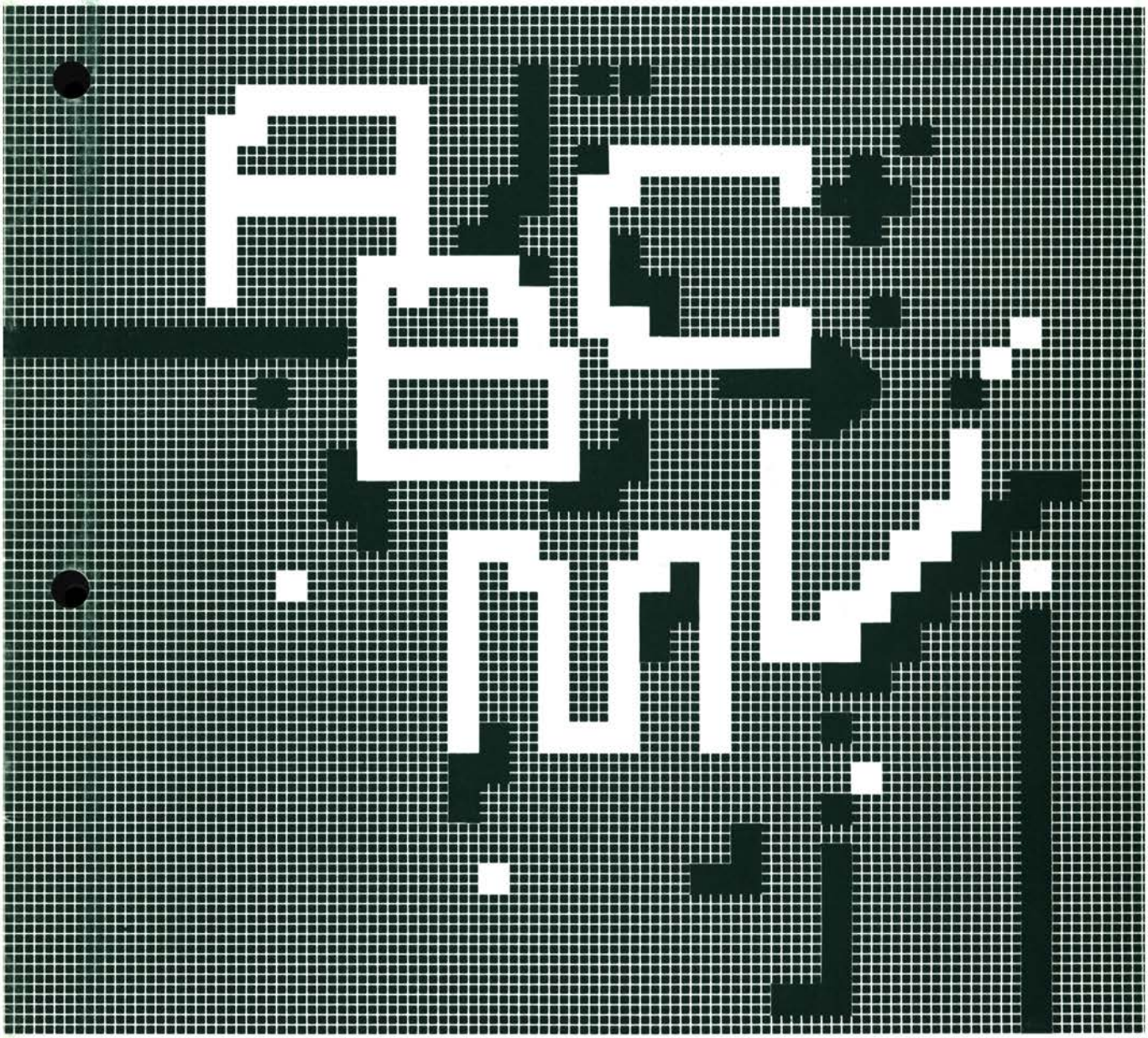

日本機械翻訳協会

日本機械翻訳協会　会則

（平成3年4月17日作成）

第1章　総則

（名称）

第1条　本会は、日本機械翻訳協会（Japan Association for Machine Translation, 略称JAMT）と称する。

（目的）

第2条　本会は、機械翻訳システムの健全な発展と社会における適切な普及の促進をはかるために、機械翻訳システムにかかわるメーカ、ユーザ、研究機関等における関心のあるものが、情報の相互交換を行い共通の問題について、研究し討議する場を提供すると共に、関連学協会と交流し、国際的活動を行うことによって、世界のこの分野の進歩に貢献することを目的とする。

2．本会は、非営利団体であり、近い将来の公益法人化を目指す。

3．世界各地域に同種の団体が結成された場合には、これらの団体と協力し、国際機関を作り、国際的活動をより充実したものとする。

4．アジア諸国における機械翻訳の発展を期し、これら諸国の関係者と協力し、アジア地区機械翻訳協会の設立を目指す。

（事業）

第3条　本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究会、講演会、討論会、講習会、見学会等の開催。

(2) ニュースレター、その他の定期、不定期刊行物の発行。

(3) 機械翻訳システム利用者の教育・訓練コースの開設、技能試験の実施。

(4) 機械翻訳システムに関する技術開発。

(5) 機械翻訳システムに関する規格および標準の制定、特に機械翻訳システム評価法・機械翻訳に適した文章表現法に関する勧告の作成。

(6) 機械翻訳システム導入および使用に関するガイドラインの作成。

(7) 技術調査、情報・文献の収集と交換。

(8) 学術的調査・研究の推進。

(9) 国内外の関連学会、諸団体との協力活動。

(10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章　会員

（会員）

第4条　本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する法人および個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

（入会）

第5条　本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2．法人または団体である会員の場合は、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。

3．会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届けを会長に提出しなければならない。

（入会金および会費）

第6条　会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

（退会および資格の喪失）

第7条　本会の会員で退会しようとするものは、退会届けを会長に提出しなければならない。

2．会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 会費の滞納

(3) 除名

(4) 死亡、失踪

(5) 団体および法人の場合には、その解散または破産

（除名）

第8条　会員が本会の名誉を著しく傷つけ、また本会の目的に反する行為のあった場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

（会員の特典）
第9条　本会の会員は、第3条に示す本会の事業に関し、次の各号に示す特典を優先的に受けることができる。
(1) 本会が発行する定期刊行物の配布。
(2) 本会関係の出版物購入、各種情報の入手における便宜。
(3) 本会が開催する各種会合への参加、本会が協賛する各種会合への参加の便宜。
(4) 本会が発行する各種刊行物への投稿。

第3章　役員
（種類および定数）
第10条　本会に次の役員を置く。
(1) 理事　9人以上24人以内
(2) 監事　2人
2．理事のうち、1人を会長、2人を副会長とすることができる。
（選任）
第11条　理事および監事は、総会において会員（法人または団体の場合には、会員代表者とする。以下同じ）のうちから選任する。
2．会長および副会長は、理事会において理事の互選により定める。
（職務）
第12条　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
2．会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
3．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4．監事は、事業並びに会計を監査する。
（任期）
第13条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2．補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
（報酬）
第14条　役員は、無報酬とする。ただし、遠距離在住者に対しては、会議出席のための旅費を支給することができる。

第4章　会議
（理事会）
第15条　理事会は、理事をもって構成する。
2．理事会は、年間2回以上開催し、会長が招集する。
3．理事会の議長は、会長がこれにあたる。
4．監事および会長が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。
5．理事会は、現在理事構成員数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、予め書面または代理人で意思表示をした者は、出席者と見なす。
6．理事会の議事は、理事会構成員出席者の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（総会）
第16条　総会は、会員をもって構成する。
2．通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に会長が招集する。
3．臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、1カ月以内に招集しなければならない。
4．通常総会の議長は、会長がこれにあたる。
5．臨時総会の議長は、出席会員のうちから選出する。
6．次の事項は、通常総会に提出し承認を受けなければならない。
(1) 事業計画および収支予算に関する事項。ただし、通常総会開催日までの事業計画および収支予算については、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度開始の日から3カ月以内に総会の決議を得るものとする。
(2) 事業報告および収支決算に関する事項。
(3) 役員の承認に関する事項。
(4) 本会会則の改正に関する事項。
(5) その他理事会において必要と認めた事項。
7．総会は、会員現在数の5分の1以上の出席により成立する。ただし、予め当該事項につき書面または代理人をもって意思を表明したものは出席者と見なす。
8．総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（議事録）
第17条　総会および理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2．議事録には、議長および出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第５章　委員会および研究会

（委員会）

第18条　本会の事業を円滑に運営するために、理事会の議決を得て必要な委員会を設けることができる。

2．委員会の委員長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

3．委員会に関する規程は、理事会の決議を得て別に定める。

（研究会）

第19条　本会の対象とする領域の学問または技術の発展を期するために、特定の重要な研究分野に関する研究会を設けることができる。

2．研究会に関する規程は、理事会の決議を得て別に定める。

第６章　資産および会計

（資産の構成）

第20条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金収入
(2) 会費収入
(3) 負担金収入
(4) 寄付金品
(5) 資産から生ずる収入
(6) 事業に伴う収入
(7) その他

（資産の管理）

第21条　本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

（事業年度）

第22条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第23条　本会の事業計画書および収支予算書は、会長が作成する。

2．事業計画書および収支予算書の承認は、第16条第6項の規定による。

3．総会の議決を得た事業計画書および収支予算書の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（事業報告および収支決算）

第24条　本会の事業報告書、収支決算書は、事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を経るものとする。

2．事業報告書および収支予算書の承認は、第16条第6項の規定による。

第７章　会則の変更、解散等

（会則の変更）

第25条　この会則は、総会において4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

（解散）

第26条　本会が解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を得なければならない。

（残余財産の処分）

第27条　本会が解散の際に有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を得、本会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄付するものとする。

第８章　補則

（事務局）

第28条　本会は、事務を処理するために事務局をおく。

2．事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

3．事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

（実施細則）

第29条　この会則の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則　（平成3年4月17日）

1．本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第23条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

2．本会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、第16条第2項の規定に基づき平成4年に開催する通常総会の日までとする。

3．本会の設立当初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

4．この会則は、設立総会の日より施行する。

訂正表

日本機械翻訳協会　組織図

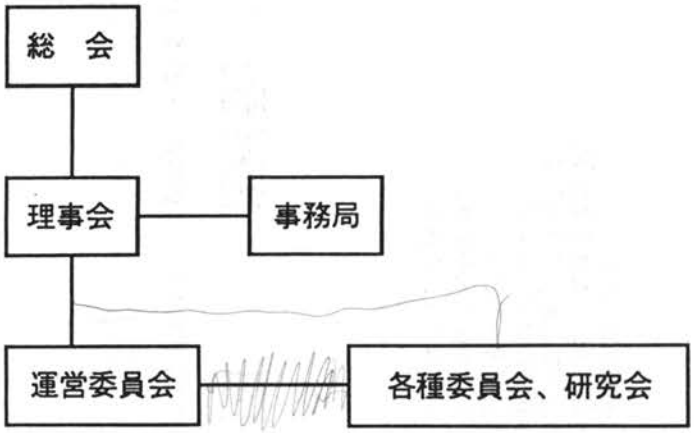

理事および監事

会　長	長尾　真	京都大学	教授
副会長	水嶋都香	株式会社東芝	常務取締役
	小谷泰造	株式会社インターグループ	社長
理　事	浅田　篤	シャープ株式会社	副社長
	大野栄一	三菱電機株式会社	取締役
	小松達也	株式会社サイマル・インターナショナル	社長
	鈴木　健	社団法人　日本電子工業振興協会	専務理事
	田中穂積	東京工業大学	教授
	登家正夫	日本電気株式会社	取締役
	戸田保一	株式会社ＣＳＫ	副会長
	中島昌也	松下電器産業株式会社	取締役
	野々内　隆	株式会社日立製作所	常務取締役
	野村浩郷	九州工業大学	教授
	樋浦克彦	株式会社十印	取締役
	平栗俊男	富士通株式会社	常務取締役
	山本正隆	沖電気工業株式会社	常務取締役
監　事	勝田美保子	社団法人　日本翻訳連盟	会長
	佐藤清俊	社団法人　日本電子工業振興協会	常務理事

日本機械翻訳協会運営委員会

運営委員会

委員長：内田裕士（富士通）

委員：
雨宮弘和（東芝）
岩下省吾（インターグループ）
奥平捨男（日立製作所）
栗本紘治（松下電器産業）
小西達也（ＣＳＫ）
早良哲夫（サイマル・インターナショナル）
田中穂積（東京工業大学）

委員：
鳴海武史（十印）
野村浩郷（九州工業大学）
羽下雄之輔（沖電気工業）
藤本好司（シャープ）
古沢 章（JEIDA）
丸山冬樹（三菱電機）
亘理誠夫（日本電気）

ニューズレター編集委員会

委員長：野村浩郷（九州工業大学）

企画広報委員会

委員長：内田裕士（富士通）

システム評価研究会

委員長：田中穂積(東京工業大学)

財務委員会

委員長：古沢 章（JEIDA）

訂正表

目　次

日本機械翻訳協会設立にあたって 2
1．ご挨拶にかえて 2
2．機械翻訳の現状 2
3．機械翻訳協会設立の必要性 2
4．これまでの努力 3
5．日本機械翻訳協会設立までの経緯 3
6．国際的連携の重要性 3
7．機械翻訳システムの将来 4
8．おわりに 4

会議報告 5
1．MT 'Evaluators' Forum 5
2．MT Workshop in Taiwan 5
3．International Conference on Current Issues in Computational Linguistics 5

第3回機械翻訳サミット報告 6
日本機械翻訳協会会則 7
日本機械翻訳協会組織 10

日本機械翻訳協会設立にあたって

日本機械翻訳協会　会長　長尾　真

1．ご挨拶にかえて

このたび、日本機械翻訳協会が設立され、機械翻訳システムの普及と発展、より良いシステムの作成のために、機械翻訳システムのユーザ、メーカ、および研究者がお互いに情報を交換し、一致協力をする場が出来たことはまことに喜ばしいことであります。この協会の会誌第１号の発刊に際し、この協会を設立するに到った目的と経緯をご説明いたしますと共に、機械翻訳システムの現状と将来、諸外国における状況と国際協力、今後の本会の進むべき方向などについて私見を述べさせていただき、できるだけ多くの方々が本協会の活動の主旨に賛同して入会され、本協会の発展を通じて社会のため、世界のために貢献していただくことを期待したいと存じます。

2．機械翻訳の現状

機械翻訳の研究は1950年代にさかのぼることができます。京都大学、九州大学、電子技術総合研究所、その他で地道な研究が30年近くつづけられて来ました結果、ある程度のシステムが作られるようになって来ました。1970年代の後半から1980年代にはいるにつれ、日本の企業活動が本格的に国際的なものとなって、国内、国外ともに日本語と英語の間の翻訳に対する需要が急激にふえ、人手による翻訳だけではまかないきれないという状況になって来ました。こういった状況から多くの計算機関係の企業は機械翻訳システムの商用化に真剣にとり組み、1980年代の中期からいくつかのシステムが発表され、今日では数多くの日英、英日機械翻訳システムが市場に出ております。

しかしながら、言語は人間の高度な頭脳活動の現われであり、簡単に機械で処理しきれるものでないことは当然であります。したがって現在の機械翻訳システムはいわば不完全商品だと言うこともできるでしょう。しかし、そのようなシステムでも、その欠点をよく知った上で使えば人手だけにたよる翻訳よりもコスト安で翻訳ができることが非常に多いということも事実であります。

3．機械翻訳協会設立の必要性

機械翻訳の現状はこのようなものでありますので、そこに多くの誤解と混乱が生じます。人によっては機械翻訳システムは現状でも使えるという人もいれば、使えないという人もいるという状況が生じています。そしてメーカの側としてはユーザはどのような使い方、どのようなレベルの翻訳を期待し、どこに不満を持っているかが明確に把握できないというわけであります。研究者も複雑な言語現象のどこに理論上の問題点があり、機械翻訳の研究をこれからどこに焦点をあてて進める必要があるのかを利用の現状を通じて認識することが必要なのであります。

この困難な状況を打開するためには、機械翻訳システムのメーカ、ユーザ、研究者が一堂に会して種々の問題を自由に議論し、相互協力をする場が必要なことは明らかであります。そしてまた、長期的な視野から機械翻訳システムの発展をうながし、国際協力を押し進めてゆくためには、政府などにおけるこの分野に関する政策立案をしてゆく立場の方々の理解を得ることが必要不可欠であります。

4. これまでの努力

このような状況について通産省は大きな理解を示して下さった結果、通産省の強力な後援によって1987年の夏に箱根で「機械翻訳サミット」と称する国際会議を開催しました。20ヶ国近くの国々から国の政策立案者、機械翻訳に係わる方々の参加を得て、多くの問題点について議論を行ったのでした。この会議の成果はいろいろとあったのですが、中でも機械翻訳システムは現状でもうまく使えば効果があることが明らかとなり、ユーザ、メーカ、研究者、政策立案者が一堂に会することの意義が確認されたことは非常に大きな収穫でした。これでメーカもほんとうに腰をすえてより良いシステムの開発に進むとともに、ユーザ層も急速にひろがってゆくことになりました。そして1989年夏にはミュンヘンで「第2回機械翻訳サミット」が開催され、ヨーロッパの翻訳界に大きな刺激を与え、1991年7月初めにはワシントンで「第3回機械翻訳サミット」が開かれ、アメリカ大陸にも同様の認識が広がりつつあります。
この間をぬって、翻訳に直接たずさわっている方々の考え方を聞き、またこれらの方々に機械翻訳システムの現状を正しく理解していただこうという主旨から、1989年の春に大磯で「翻訳技術国際フォーラム」を開催しました。そこにはイギリスの翻訳者協会会長・翻訳者国際連盟の副会長をしていましたV. Lawson女史、米国翻訳者協会理事で機械翻訳に造詣の深いM. Vasconcellos女史等を招き、種々の討論を行いました。この会議には多くの翻訳者、機械翻訳システムのユーザの方々の参加を得、機械翻訳システムに対する大きな理解をえました。特に、これからの機械翻訳の健全な発展のためには、ユーザ、メーカ、研究者が一堂に集まって意見を交換できる国際的な場を作ることの必要性が認識され、その実現について日、米、欧でそれぞれ検討をしようということになったことは、この会議の最も大きな意義の一つであったと存じます。
これを受けて、同じ年の夏に開かれた第2回機械翻訳サミットのまとめのセッションにおいて、2年後にワシントンで開催される第3回機械翻訳サミットにおいて機械翻訳国際連盟を作ることを目標とし、それまでに、日本、ヨーロッパ、アメリカ大陸のそれぞれにおいて地域的な協会の設立を考えようということが確認されたのでした。

5. 日本機械翻訳協会設立までの経緯

国内では、日本翻訳連盟、日本翻訳協会、その他翻訳に関する会が従来から活動しておられます。また日本電子工業振興協会の中には10年あまり前から機械翻訳システム調査委員会が種々の調査・研究を行っております。そして学会としては情報処理学会、電子情報通信学会にそれぞれ自然言語処理の研究会があり、活発に研究活動を行っております。こういったところに、上記のような経緯をご説明し、ご理解を得ながら、昨年暮れあたりから、これらのグループの中心的な方々に何度かお集まりいただき、日本としてどのような形の団体を作るのがよいかを検討してまいりました。その間、通産省等にもご説明をし、ご理解を得るよう努力をしてまいりました。その結果、翻訳会社、ユーザ企業、メーカ企業を中心とし、また個人も十分に活動のできる形で日本機械翻訳協会を作ることが合意され、平成3年4月17日に設立の会合が行われ、会則の決定、理事、監事、役員の決定等を行い、ここに正式に協会が発足したわけであります。その具体的内容は本誌に掲載されております。

6. 国際的連携の重要性

そもそも翻訳は外国語を相手とするものでありますから、常に外国のことを知る努力が必要であります。特に機械翻訳においては、言語の良質な文法・辞書についてはその言語を母国語とする国と協力することが最も大切なことであります。
また、多くの国で同じ言語対の機械翻訳システムの研究開発が行われておりますので、国際的な情報の交換が非常に大切となります。さらに、たとえば日英機械翻訳システムは日本国内だけでなく、アメリカ、ヨーロッパの各国の政府、大学、研究所、企業等で関心がもたれており、いわば世界中がマーケットであるということもできます。
したがって、機械翻訳に関するあらゆる種類の情報交換を行い、意見を交換する場としての機械翻訳に関する国際的なグループ活動が必要なことはいうまでもありません。これについては既に上記4で

述べました通りの経過をへて、現在アメリカにAssociation for Machine Translation in the Americas (AMTA)が設立され、7月初めにワシントンで開催される第3回機械翻訳サミットの際に第1回総会が行われます。ヨーロッパでも同様の協会を作るべく現在準備がなされており、これもEuropean Association for Machine Translation (EAMT)として、同じく第3回機械翻訳サミットの機会に設立総会をする予定となっています。このように日本を始めとして、アメリカ大陸、ヨーロッパで機械翻訳に関する協会が作られますので、これら3者の連合として機械翻訳国際連盟を作ろうということになり、これも第3回機械翻訳サミットで設立されることになるでしょう（本誌が皆様のお手元にとどく時点では、未来形でなく完了形の表現となっているにちがいありません）。そうして機械翻訳に関する世界中の情報が刻々とニュースレターによって皆様の手元にとどくことになるわけです。また、我々としても日本から世界に向かって積極的に発言してゆく道が開かれることになります。

7．機械翻訳システムの将来

機械翻訳の研究が行われ始めてから約40年、本格的な開発と商品化の努力が行われ始めてから約10年になります。現在の機械翻訳システムは、まだまだ不完全とはいえ、うまく使うと人手だけにたよる翻訳よりも早く、また安くできるようになって来ました。効果をあげるためには、どのような文章が機械翻訳に向いているかをよく検討し、またテキストの分野に対応する辞書を用意すること、機械翻訳の結果を人手によってうまく後修正を行うことが必要になります。こういったことの詳細は今後発行されるこの会誌において説明され、皆様のお役に立つことになると期待しております。いずれにしても、数年前は大型計算機でしか利用できなかった機械翻訳システムが、最近はほとんどがワークステーションで使えるようになり、持ち運びも可能となって来ましたし、電話等の通信線を通じた機械翻訳のパソコンネットワークサービスも行われ始めております。ノート型パソコンに入れられて使われるという日もそのうち来るでしょう。そして学習機能をうまく利用することによって、機械翻訳システムを自分流に育てあげ、自分の分身として使うという日も来ることは確実だと思います。

8．おわりに

以上述べて来ましたことを実現するためには、この分野に係わるすべての方々の協力が必要です。ベテランの翻訳者に近いようなシステムを作りあげるには、まだまだ研究・開発を行う必要があり、また利用技術などにおいても研究すべきことは山積しております。この日本機械翻訳協会、さらには国際機械翻訳連盟を通じた皆様方の積極的なご協力により、より良いシステムを作り上げ、広く普及することによって、21世紀には言語の障壁をかなり低くすることができ、国際的な理解と協力、協調に機械翻訳が大きな貢献をするということを期待するものであります。

会 議 報 告

日本機械翻訳協会 会長 長尾 真

1. MT 'Evaluators' Forum

1991 年4月21 - 24日の4日間、スイス、ジュネーブから北東約50kmのサントクルワで機械翻訳の評価に関する研究会が開催された。集まった人達は約50名で、ほとんどの人はヨーロッパからであった。アメリカ・カナダから数名、日本から2名、中国から1名が参加した。発表半分、討論半分という楽しい会議だった。

機械翻訳システムの評価というとき、種々の観点のありうることが明らかにされた。その第1は、ユーザにとっての翻訳文の質であることは当然であるが、その計り方に種々の立場があることが議論された。忠実度と理解容易性という古くから言われている方法のほかに、後修正の内容を分析することによって質を評価する方法など種々の発表があった。第2は、機械翻訳システムのメーカにとって有用な評価法ということで、文法的タイプの異なった文を多数あつめ、これらを翻訳してみることによって、どのようなタイプの文に弱いシステムで、どのような文法規則、辞書情報を強化しなければならないかが分かるようなテスト法である。これらのほかにも種々の研究結果が発表され、これらは近く報告書にまとめられて出版されることになるだろう。興味のある方は下記に連絡していただきたい。ひとつ非常に重要な指摘があった。それは、システムの評価をしっかりと実行しようとすると非常にコストがかかり、システムそのものの購入費よりもはるかに高くついてしまう可能性があること。しかし個々の使用目的に応じたテストをすることも大切であるという矛盾を含んでいるということである。

連絡先

Mme Kristen Falkedal
ISSCO
54. Route des Acacias
CH-1227 Carouge
Switzerland
Phone : +41 22 705 7114
FAX : +41 22 300 1086
email : kristen @ divsun. unige. ch

2. MT Workshop in Taiwan

1991年5月25、26日の2日間、台湾の精華大学（National Tsing Hua University）が主催して、台湾の機械翻訳ワークショップが行われた。米国からテキサス大学の機械翻訳研究者、Bennett 氏、カーネギーメロン大学の冨田勝助教授、私の3名が招待され、講演を行った。精華大学の Keh-Yih Su 教授が中心となって企業と共同開発している英中機械翻訳システム ArchTran は世界最初の商用システムで、あいまいさの解消などの目的で文法規則などに確率的スコアを付与したもので、これを学習によってテキストに適合させてゆくことのできる秀れたものである。台湾には数10名の自然言語処理・機械翻訳の研究者がいるようである。

3. International Conference on Current Issues in Computational Linguistics

マレーシア科学大学（Universiti Sains Malaysia）が1991年6月10日 - 14日の5日間にわたって、ペナンで開催した国際会議で、アジアを中心として100名余りの研究者が集った。欧米から約30名、日本から数名が参加した。38編の論文が発表された。自然言語処理全般にわたる広い分野をおおう会議であったが、機械翻訳に関するものも多数あった。アジア諸国でも多くの機械翻訳の研究開発のあることが分かった。アジア諸国のこの分野の内容と水準を示す会議であった。ちなみに、マレーシア科学大学ではフランス、グルノーブル大学の指導を受け、フランス語・マレーシア語機械翻訳システムを作成しているところで、デモンストレーションも行われた。論文集に興味のある方はご連絡下さい。

第3回機械翻訳サミット報告

第3回機械翻訳サミットがワシントンD.C.で7月1日 - 4日の4日間にわたって開催された。参加者は世界各国から約350人で、日本からは50 - 60名が参加した。第1回は1987年に箱根で200人に限定して行われ、第2回はミュンヘンで約280人の参加をえて開催されている。今回は特に機械翻訳に最も関心のうすい米国で行われるので、どうなるか心配であったが、400名にのぼる参加は、米国においても明らかに関心が高まって来ていることを証明した。

会場はホワイトハウスからそう遠くない、ワシントンで最も伝統のあるメイフラワーホテルで行われ、最後の日の夕刻には米国の独立記念日の豪華な花火を見るというおまけまでついた。

この「機械翻訳サミット」という会議は、機械翻訳システムのユーザー、メーカー、研究者、さらにはこれらの研究開発を支援する国の関係機関の人達が参加し、種々の観点から機械翻訳システムの適切な使い方、改良・発展すべき点、研究開発の方向、国際協力のあり方などについて議論をすることを目的としたもので、今回もその主旨がよく貫ぬかれていた。会議の主体はパネル討論にあり、今回は次のような7つのテーマで翻訳者、開発者、研究者、政府関係者など多数のパネリストが意見をのべ、会場の人達を含めて熱心な討論が行われた。

（1）機械翻訳システムのユーザーの経験からの提言
（2）利用者の活用をはかるための基礎は何か
（3）国際的立場からの機械翻訳の進め方
（4）翻訳者は機械翻訳にどう適合してゆくか
（5）機械翻訳システムの評価はどのようにするべきか
（6）機械翻訳研究の最前線
（7）機械翻訳技術の応用

アメリカ翻訳者協会に属する翻訳者も多数参加していたが、「来てよかった、機械翻訳の現状、特に実際に使えそうだということが分かった」といった感想をもらす人も多かった。

これらのパネル討論のほかに、ヨーロッパ共同体のEUROTRA-II計画の概要や、その他の代表的なシステムの開発状況、あるいは使用状況についての報告、基礎研究の成果の発表、またポスターセッションでの多くの発表など、充実したプログラムであった。

またセッション会場の隣りの会場では機械翻訳システムの展示実演が行われた。22の出展会社のうち11が日本からであり、日本の水準の高さを世界に示したことは大きな意義があるといえよう。日本からの展示は、カテナリソース、CICC近隣諸国多言語間機械翻訳、富士通、日立、日本電子化辞書研究所、三菱電機、日本電気、NTT情報通信研究所、沖電気、シャープ、東芝であった。

開会式の前日には、1日をさいてExecutive Briefingと称する機械翻訳の分りやすい入門説明会が行われた。これは企業経営者や国の政策担当者を対象としたもので、機械翻訳とは何か、その現状、その利点と欠点、その将来が示された。また実用化の最も進んでいる日本の現状について、日本政府がこれまでとって来た研究開発政策、メーカー、ユーザー、研究者の考え方、機械翻訳システムの開発や利用へのアプローチの方法、それらが日本における実用システムの普及にどのようにつながっているか、などの説明も行われた。

この会議のもう1つの大きな意義は、機械翻訳国際連盟を設立したことであった。日本機械翻訳協会は既に本年4月に設立されている。南北アメリカ地区の機械翻訳協会も最近設立され、この会議中に役員の選出と第1回の総会を開いた。ヨーロッパ機械翻訳協会も過去数ヶ月の準備のあと、この会議中に設立され、役員も決定された。これを受けて、これら3つの協会の代表が集まり、機械翻訳国際連盟を作ることを決定し、規則の大綱、役員を決定し、この会議の最終のセッションで参加者全員の合意により正式にスタートすることになった。ニュースレターの発行、機械翻訳システム評価法の検討委員会の設置、ワークショップや教育プログラムの実施などの活動を行なうことになる。会長には日本機械翻訳協会の会長長尾真氏が選ばれた。次回の機械翻訳サミットは2年後に日本機械翻訳協会が中心となって日本で行うことに決定した。

The Fourth International Conference on Theoretical and Methodological Issues in Machine Tranlation.
Montreal, Canada, June 25 - 27, 1992,
Deadline for the submission will be the end of this year.
The second announcement will come out soon.

日本機械翻訳協会　会則

（平成3年4月17日作成）

第1章　総則

（名称）

第1条　本会は、日本機械翻訳協会（Japan Association for Machine Translation, 略称JAMT）と称する。

（目的）

第2条　本会は、機械翻訳システムの健全な発展と社会における適切な普及の促進をはかるために、機械翻訳システムにかかわるメーカ、ユーザ、研究機関等における関心のあるものが、情報の相互交換を行い共通の問題について、研究し討議する場を提供すると共に、関連学協会と交流し、国際的活動を行うことによって、世界のこの分野の進歩に貢献することを目的とする。

2．本会は、非営利団体であり、近い将来の公益法人化を目指す。

3．世界各地域に同種の団体が結成された場合には、これらの団体と協力し、国際機関を作り、国際的活動をより充実したものとする。

4．アジア諸国における機械翻訳の発展を期し、これら諸国の関係者と協力し、アジア地区機械翻訳協会の設立を目指す。

（事業）

第3条　本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 研究会、講演会、討論会、講習会、見学会等の開催。

(2) ニュースレター、その他の定期、不定期刊行物の発行。

(3) 機械翻訳システム利用者の教育・訓練コースの開設、技能試験の実施。

(4) 機械翻訳システムに関する技術開発。

(5) 機械翻訳システムに関する規格および標準の制定、特に機械翻訳システム評価法・機械翻訳に適した文章表現法に関する勧告の作成。

(6) 機械翻訳システム導入および使用に関するガイドラインの作成。

(7) 技術調査、情報・文献の収集と交換。

(8) 学術的調査・研究の推進。

(9) 国内外の関連学会、諸団体との協力活動。

(10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章　会員

（会員）

第4条　本会の会員は、本会の目的に賛同して入会する法人および個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

（入会）

第5条　本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2．法人または団体である会員の場合は、法人または団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という）を定め、会長に届け出なければならない。

3．会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届けを会長に提出しなければならない。

（入会金および会費）

第6条　会員は、総会において別に定める入会金および年会費を納入しなければならない。

（退会および資格の喪失）

第7条　本会の会員で退会しようとするものは、退会届けを会長に提出しなければならない。

2．会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 退会

(2) 会費の滞納

(3) 除名

(4) 死亡、失踪

(5) 団体および法人の場合には、その解散または破産

（除名）

第8条　会員が本会の名誉を著しく傷つけ、また本会の目的に反する行為のあった場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

（会員の特典）
第9条　本会の会員は、第3条に示す本会の事業に関し、次の各号に示す特典を優先的に受けることができる。
(1) 本会が発行する定期刊行物の配布。
(2) 本会関係の出版物購入、各種情報の入手における便宜。
(3) 本会が開催する各種会合への参加、本会が協賛する各種会合への参加の便宜。
(4) 本会が発行する各種刊行物への投稿。

第3章　役員

（種類および定数）
第10条　本会に次の役員を置く。
(1) 理事　9人以上24人以内
(2) 監事　2人
2．理事のうち、1人を会長、2人を副会長とすることができる。

（選任）
第11条　理事および監事は、総会において会員（法人または団体の場合には、会員代表者とする。以下同じ）のうちから選任する。
2．会長および副会長は、理事会において理事の互選により定める。

（職務）
第12条　理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
2．会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
3．副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
4．監事は、事業並びに会計を監査する。

（任期）
第13条　役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2．補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

（報酬）
第14条　役員は、無報酬とする。ただし、遠距離在住者に対しては、会議出席のための旅費を支給することができる。

第4章　会議

（理事会）
第15条　理事会は、理事をもって構成する。
2．理事会は、年間2回以上開催し、会長が招集する。
3．理事会の議長は、会長がこれにあたる。
4．監事および会長が必要と認めた者は、理事会に出席することができる。
5．理事会は、現在理事構成員数の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、予め書面または代理人で意思表示をした者は、出席者と見なす。
6．理事会の議事は、理事会構成員出席者の過半数の同意でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）
第16条　総会は、会員をもって構成する。
2．通常総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に会長が招集する。
3．臨時総会は、理事会が必要と認めたときに、1カ月以内に招集しなければならない。
4．通常総会の議長は、会長がこれにあたる。
5．臨時総会の議長は、出席会員のうちから選出する。
6．次の事項は、通常総会に提出し承認を受けなければならない。
(1) 事業計画および収支予算に関する事項。ただし、通常総会開催日までの事業計画および収支予算については、理事会の決議によることを妨げない。この場合においては、当該事業年度開始の日から3カ月以内に総会の決議を得るものとする。
(2) 事業報告および収支決算に関する事項。
(3) 役員の承認に関する事項。
(4) 本会会則の改正に関する事項。
(5) その他理事会において必要と認めた事項。
7．総会は、会員現在数の5分の1以上の出席により成立する。ただし、予め当該事項につき書面または代理人をもって意思を表明したものは出席者と見なす。
8．総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（議事録）
第17条　総会および理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2．議事録には、議長および出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第５章　委員会および研究会

（委員会）

第18条　本会の事業を円滑に運営するために、理事会の議決を得て必要な委員会を設けることができる。

２．委員会の委員長は、理事会の決議を得て会長が委嘱する。

３．委員会に関する規程は、理事会の決議を得て別に定める。

（研究会）

第19条　本会の対象とする領域の学問または技術の発展を期するために、特定の重要な研究分野に関する研究会を設けることができる。

２．研究会に関する規程は、理事会の決議を得て別に定める。

第６章　資産および会計

（資産の構成）

第20条　本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金収入
(2) 会費収入
(3) 負担金収入
(4) 寄付金品
(5) 資産から生ずる収入
(6) 事業に伴う収入
(7) その他

（資産の管理）

第21条　本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

（事業年度）

第22条　本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画および収支予算）

第23条　本会の事業計画書および収支予算書は、会長が作成する。

２．事業計画書および収支予算書の承認は、第16条第6項の規定による。

３．総会の議決を得た事業計画書および収支予算書の変更は、理事会の決議を得なければならない。

（事業報告および収支決算）

第24条　本会の事業報告書、収支決算書は、事業年度終了後会長が作成し、監事の監査を経るものとする。

２．事業報告書および収支予算書の承認は、第16条第6項の規定による。

第７章　会則の変更、解散等

（会則の変更）

第25条　この会則は、総会において4分の3以上の決議を得なければ変更することができない。

（解散）

第26条　本会が解散する場合は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を得なければならない。

（残余財産の処分）

第27条　本会が解散の際に有する残余財産は、総会において会員総数の4分の3以上の決議を得、本会と類似の目的を有する他の法人または団体に寄付するものとする。

第８章　補則

（事務局）

第28条　本会は、事務を処理するために事務局をおく。

２．事務局には、事務局長および所要の職員を置く。

３．事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は会長が任免する。

（実施細則）

第29条　この会則の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則　（平成3年4月17日）

１．本会の設立初年度の事業計画および収支予算は、第23条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

２．本会の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第13条の規定にかかわらず、第16条第2項の規定に基づき平成4年に開催する通常総会の日までとする。

３．本会の設立当初の事業年度は、第22条の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。

４．この会則は、設立総会の日より施行する。

日本機械翻訳協会　組織図

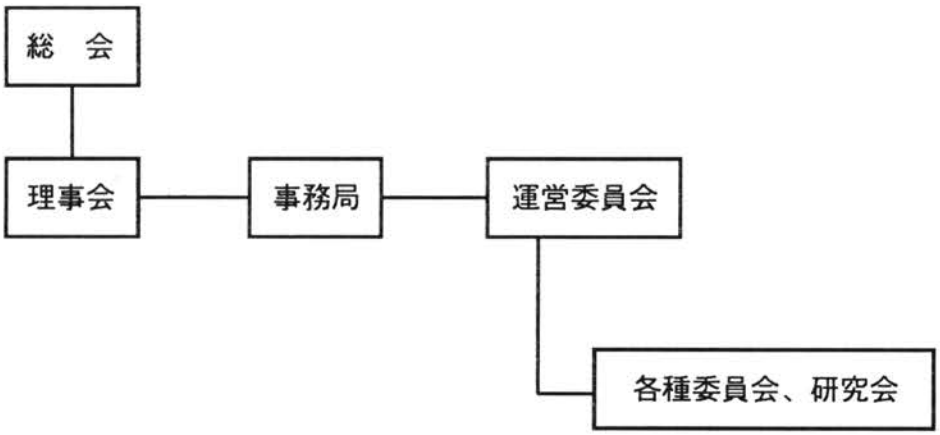

理事および監事

会　長	長尾　真	京都大学	教授
副会長	水嶋都香	株式会社東芝	常務取締役
	小谷泰造	株式会社インターグループ	社長
理　事	浅田　篤	シャープ株式会社	副社長
	大野栄一	三菱電機株式会社	取締役
	小松達也	株式会社サイマル・インターナショナル	社長
	鈴木　健	社団法人　日本電子工業振興協会	専務理事
	田中穂積	東京工業大学	教授
	登家正夫	日本電気株式会社	取締役
	戸田保一	株式会社ＣＳＫ	副会長
	中島昌也	松下電器産業株式会社	取締役
	野々内　隆	株式会社日立製作所	取締役
	野村浩郷	九州工業大学	教授
	樋浦克彦	株式会社十印	取締役
	平栗俊男	富士通株式会社	常務取締役
	山本正隆	沖電気工業株式会社	取締役
監　事	勝田美保子	社団法人　日本翻訳連盟	会長
	佐藤清俊	社団法人　日本電子工業振興協会	理事

訂正表

日本機械翻訳協会　組織図

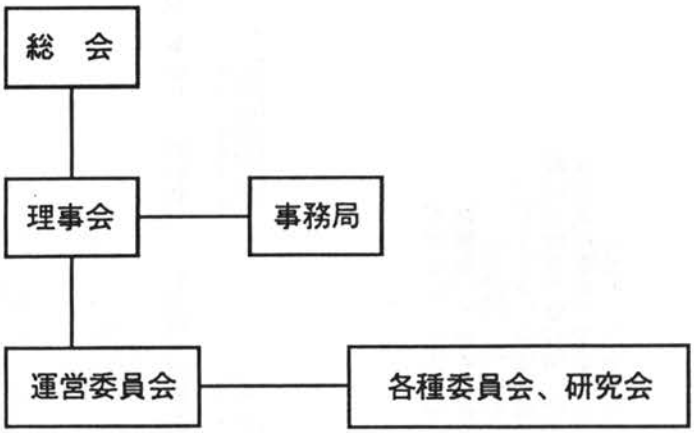

理事および監事

会　長	長尾　真	京都大学	教授
副会長	水嶋都香	株式会社東芝	常務取締役
	小谷泰造	株式会社インターグループ	社長
理　事	浅田　篤	シャープ株式会社	副社長
	大野栄一	三菱電機株式会社	取締役
	小松達也	株式会社サイマル・インターナショナル	社長
	鈴木　健	社団法人　日本電子工業振興協会	専務理事
	田中穂積	東京工業大学	教授
	登家正夫	日本電気株式会社	取締役
	戸田保一	株式会社ＣＳＫ	副会長
	中島昌也	松下電器産業株式会社	取締役
	野々内　隆	株式会社日立製作所	常務取締役
	野村浩郷	九州工業大学	教授
	樋浦克彦	株式会社十印	取締役
	平栗俊男	富士通株式会社	常務取締役
	山本正隆	沖電気工業株式会社	常務取締役
監　事	勝田美保子	社団法人　日本翻訳連盟	会長
	佐藤清俊	社団法人　日本電子工業振興協会	常務理事

日本機械翻訳協会運営委員会

運営委員会

委員長：内田裕士（富士通）

委員：
雨宮弘和（東芝）
岩下省吾（インターグループ）
奥平捨男（日立製作所）
栗本紘治（松下電器産業）
小西達也（ＣＳＫ）
早良哲夫（サイマル・インターナショナル）
田中穂積（東京工業大学）

委員：
鳴海武史（十印）
野村浩郷（九州工業大学）
羽下雄之輔（沖電気工業）
藤本好司（シャープ）
古沢 章（JEIDA）
丸山冬樹（三菱電機）
亘理誠夫（日本電気）

ニューズレター編集委員会

委員長：野村浩郷（九州工業大学）

企画広報委員会

委員長：内田裕士（富士通）

システム評価研究会

委員長：田中穂積(東京工業大学)

財務委員会

委員長：古沢 章（JEIDA）

訂正表

日本機械翻訳協会運営委員会

運営委員会

委員長：内田裕士（富士通）

委員：　雨宮弘和（東芝）
岩下省吾（インターグループ）
奥平捨男（日立製作所）
栗本紘治（松下電器産業）
小西達也（ＣＳＫ）
早良哲夫（サイマル・インターナショナル）
田中穂積（東京工業大学）

委員：　鳴海武史（十印）
野村浩郷（九州工業大学）
羽下雄之輔（沖電気工業）
藤本好司（シャープ）
古沢 章（JEIDA）
丸山冬樹（三菱電機）
亘理誠夫（日本電気）

ニューズレター編集委員会

委員長：野村浩郷（九州工業大学）

委員：　インターグループ
サイマル・インターナショナル
ＣＳＫ
十印
日本電気
富士通

企画広報委員会

委員長：内田裕士（富士通）

委員：　インターグループ
沖電気工業
シャープ
東芝
日本電気
三菱電機

システム評価研究会

委員長：田中穂積(東京工業大学)

委員：　インターグループ
沖電気工業
ＣＳＫ
シャープ
東芝
十印
日本電気
日立製作所
富士通
松下電器産業
三菱電機

財務委員会

委員長：古沢 章（JEIDA）

委員：　サイマル・インターナショナル
日立製作所
松下電器産業

オブザーバー：長尾　真（京都大学）

㊗ 日本機械翻訳協会

第1回　総 会

株式会社インターグループ
沖電気工業株式会社
株式会社サイマル・インターナショナル
株式会社ＣＳＫ
シャープ株式会社
株式会社東芝
株式会社十印
日本電気株式会社
株式会社日立製作所
富士通株式会社
松下電器産業株式会社
三菱電機株式会社

JAMT ジャーナル　1991年7月　No.1

発行日　平成3年 7月25日

発　行　日本機械翻訳協会
ニューズレター編集委員会
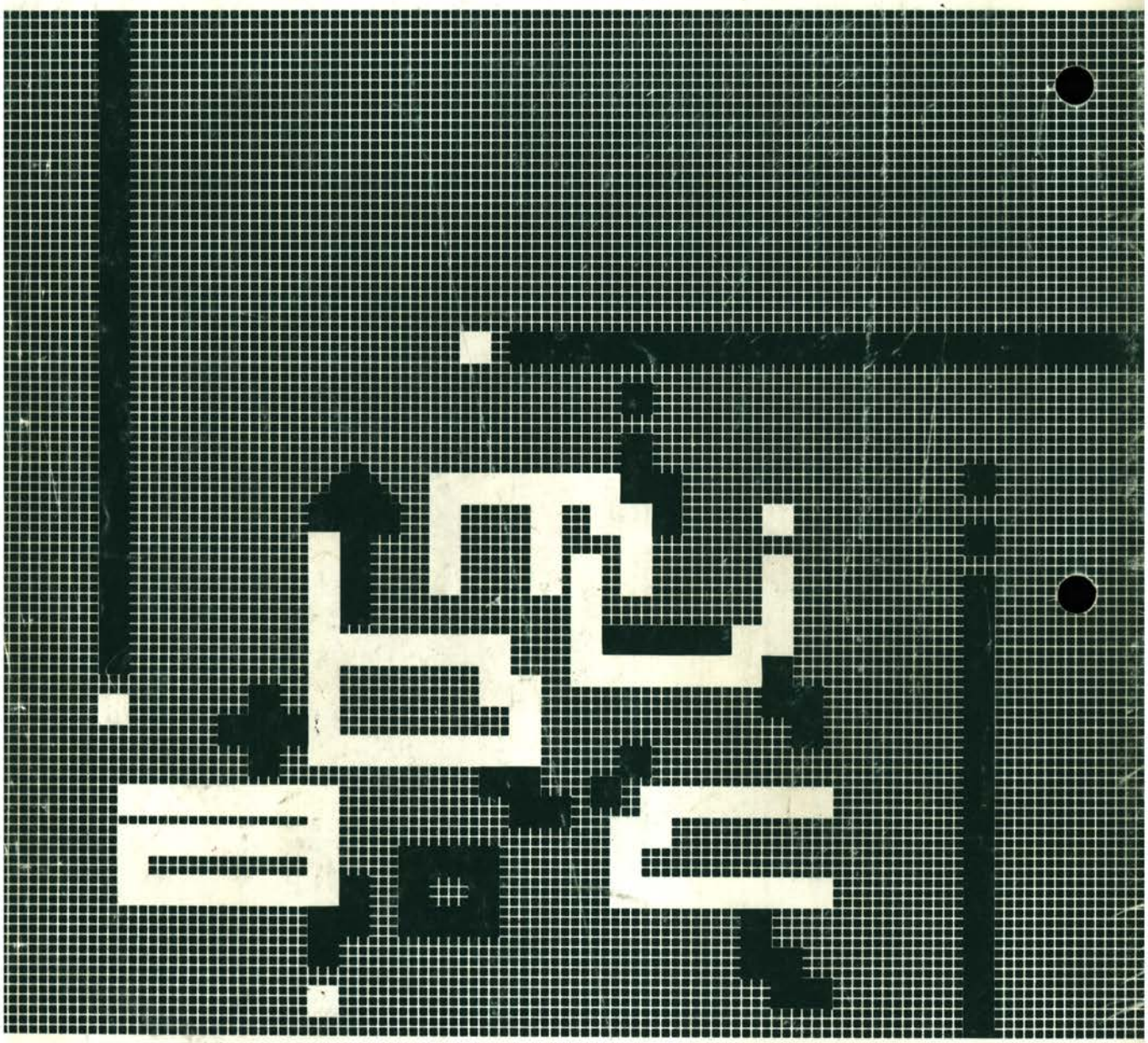
〒107　東京都港区赤坂7-2-17
赤坂中央マンション305
TEL 03 (3479) 4396（代）
FAX 03 (3479) 4895